

○障害者支援施設（生活介護・施設入所支援）（令和4年4月1日現在）

1 生活介護・施設入所支援サービス費（1日あたりの基本料金）

(1) 基本料金

障害支援区分	自己負担額	
	生活介護	施設入所支援
区分3	509円	193円
区分4	575円	247円
区分5	840円	310円
区分6	1,135円	370円

※地域区分による1単位あたりの単価は以下のとおりです。

生活介護：10.61円 施設入所支援：10.66円

2 加算料金（1日あたりの料金）

(1) 入所者全員が対象

サービス名	自己負担額	
	生活介護	施設入所支援
夜勤職員配置体制加算		49円
栄養マネジメント加算		13円
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	16円	
常勤看護職員等配置加算	12円	

(2) 該当者のみが対象

サービス名	自己負担額	
	生活介護	施設入所支援
初期加算（入所後30日間）	32円	
入所時特別支援加算（入所後30日間）		32円
入院・外泊時加算（Ⅰ）※①		330円
入院・外泊時加算（Ⅱ）※②		197円
入院時支援特別加算（4日未満）※③		598円
入院時支援特別加算（4日以上）※③		1,196円

※① 入院又は外泊をされた初日から起算して8日間を限度として算定されます。

※② 入院又は外泊をされた初日から起算して8日間を超えた日から82日間を限度として算定されます。

※③ 8日を超える入院期間があった場合に、月1回を限度として算定されます。

3 介護給付費以外の料金

項目	料金
食費（朝・昼・夕の食事、全員に提供するおやつ）	日額 1,450円 標準月額 43,500円
水道光熱費	日額 270円 標準月額 8,100円
日常生活品の購入（被服費及び歯ブラシ等の日用品）	実費
特別な食事・おやつ（個人的な嗜好によるもの）	実費
教養娯楽等	実費
理容・美容等	実費
その他日常生活に要する費用で負担していただくのが適当であるもの	実費

4 利用者負担額の上限について

原則、ご利用者の負担はサービス費用の1割と食費及び水道光熱費等となりますが、サービス費用は所得に応じて月ごとの上限があります。

区分	世帯の収状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税非課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※一定の条件の方は、食費・水道光熱費についても、減免措置を受けることができます。

5 その他

- ・介護給付費の給付額に変更があった場合は、ご利用者の自己負担額を変更します。ご了承ください。